皆さまへ

「ひとり親」の就第

ご支援ください

母子家庭の母等や父子家庭の父(「ひとり親」)は、子育てと生計の維持を一人で担っていること から、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

国と地方公共団体では、平成25年3月1日に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就 業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れたり、そ の他の協力を要請することにしました。また、平成27年12月には政府として「ひとり親家庭・多 子世帯等自立応援プロジェクト」をまとめました。

そこで、事業主の皆さまには、このような状況をご理解の上、ひとり親の就労をご支援いただ きますようお願いいたします。助成金制度がありますので、ぜひご活用ください。

また、業務を外部発注される場合は、母子・父子福祉団体等の活用をご検討ください。

ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワークや「母子家庭等就業・自立支援センター」※ に求人情報の提供をお願いします。

※都道府県、政令指定都市、中核市に設置されており、ひとり親家庭に対して無料の就業相談。講習会情報提供などを行っています。

母子家庭等就業・自立支援センター一覧

https://www.mhlw.go.jp/content/000364650.pdf

で援するメリッ

- ●就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に 貢献することができます。
- ●ひとり親を雇用する事業主は、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成 金などを活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金 (令和2年度)

- ●特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主 に、賃金の一部に相当する額を助成します。
 - ·短時間労働者以外 中小企業…60 万円 中小企業以外…50 万円
 - ·短時間労働者 中小企業…40 万円 中小企業以外…30 万円
- ※短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が20 時間以上30 時間未満の労働者を言います。
- ●トライアル雇用助成金 ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に、対 象者1人当たり月額最大5万円(最長3か月間)の助成金を支給します。
- ●キャリアアップ助成金の加算 正社員化コースを実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金が加算されます。
- ☆「トライアル雇用助成金」と「特定求職者雇用開発助成金」は併用が可能です!

これらの助成金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。 詳しくは、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

> https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/ shozaiannai/roudoukyoku/

母子・父子福祉団体等への業務発注にご協力ください

母子・父子福祉団体とは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。母子家庭等就業・自立支援センターの運営をはじめ、長年にわたって、育児・子育て関連業務や講習会・セミナーの運営などを実施し、業務運営の経験、スタッフともに豊富です(団体により業務内容は異なります)。

また、母子・父子福祉団体のほかにも、ひとり親家庭の支援を目的とした特定非営利法人(NPO)が多数あり、さまざまな事業を行っています。

これらの団体(母子・父子福祉団体等)への積極的な発注をお願いします。

支援するメリット

- ●母子・父子福祉団体等を活用することで、地域に密着した事業運営を行うことができます。
- ●ひとり親家庭の就業促進を通して、地域・社会に貢献することができます。

●育児・子育て関連

(託児サービス / 親子のふれあい交流 / 児童の訪問援助)

❷講習会・セミナー・相談会の運営・開催

(パソコン教室の運営・講習会 / 地域の学習教室 / 就職準備・離転職セミナー / 養育費相談 / キャリアカウンセリング相談 / 日常生活の相談 / 法律相談)

❸店舗・自動販売機の設置

(自動販売機の設置 / 売店の管理運営 / カフェの運営)

❹施設の運営管理

(清掃 / 職員寮などの管理 / 児童館の運営管理)

6地域の安心確保

(地域の見守り / 市民共働型の自転車利用適正化事業)

6事務委託

(資料・パンフレットなどの封入・配送 / 会議の議事録作成)

7 地方自治体からの受託による事業

(母子家庭等就業・自立支援センターの運営 / 日常生活支援事業の実施 / 自立 支援プログラムの策定 / 母子生活支援施設の運営 / 母子福祉センターの管理 運営 / 母子家庭等就業支援講習会の実施 / 在宅就業支援 / 面会交流支援など)

これらは、全国の母子・父子福祉団体等で行っている事業の例です。各団体で実施している事業内容や受注できる事業については、各都道府県・指定都市にある母子・父子福祉団体にご確認ください。また、各地で実施している事業については、(一財) 全国母子寡婦福祉団体協議会*でも照会に応じます。

※ (一財)全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページ(http://zenbo.org/)

母子・父子福祉団 体等で行っている 事業の例